

大学に勤務する教育職員の給与に関する勧告の概要

令和6年4月に東北農林専門職大学が開学することに伴い、大学に勤務する教育職員に適用する給料表について勧告を行った。勧告の概要等は、次のとおりである。

I 勧告の概要

1 給料表の設定

教育職給料表として、大学に勤務する教育職員（学長、教授、准教授、講師、助教及び助手）に適用する教育職給料表(3)を設定

教育職給料表(3)の職務の級は4級構成とし、給料月額は、人事院が勧告した教育職俸給表(一)に準じた上で、行政職給料表との均衡を考慮した額

2 実施時期

令和6年4月1日

II その他（東北農林専門職大学設置の経緯等）

1 大学設置の経緯

令和元年12月：専門職大学基本構想策定

令和4年9月：東北農林専門職大学（仮称）基本計画策定

令和5年10月：東北農林専門職大学条例公布

令和6年4月：東北農林専門職大学開学

2 東北農林専門職大学の概要

(1) 設置目的

理論に裏付けされた技術力と、農林業経営等に関する知識を持ち、国際情勢など時代の変化に対応した経営戦略を構築できる農林業人材を育成するとともに、農林業現場に貢献する研究の成果を地域に還元し、もって本県ひいては東北の農林業の発展と地方創生に寄与すること

(2) 所在地

新庄市大字角沢1366番地（農林大学校と同一敷地）

【参考】教育職給料表(3)の経緯

平成20年度まで山形県立保健医療大学及び山形県立米沢女子短期大学に勤務する教育職員に適用する教育職給料表(3)が山形県職員等の給与に関する条例(昭和32年山形県条例第30号)に定められていたが、平成21年度より両大学の地方独立行政法人化に伴い当該給料表は削除

【参考】東北農林専門職大学関係条例・規則(抜粋)

- 東北農林専門職大学条例(令和5年10月10日公布、令和6年4月1日施行)

(設置)

第1条 学校教育法(昭和22年法律第26号)第2条第1項の規定により、同法第1条に規定する大学として、東北農林専門職大学(以下「専門職大学」という。)を新庄市に置く。

- 東北農林専門職大学学則(令和5年10月10日公布、令和6年4月1日施行)

(職員組織)

第46条 本学に、学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員その他の職員を置く。